

社会福祉法人 悠游 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 悠游の役員、評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあたることのみによって支給しないものとする。

(報酬額)

第3条 役員等の報酬の総額は、以下の表のとおりとする。

評議員については、定款第8条に基づき、原則無給とする。

なお、業績等を勘案し、評議員会の承認を得て、増額又は減額および支給しないことがある。

- 報酬を毎月支給している役員等については、業績等を勘案し、賞与を支給することができる。支給額については、以下の表のとおりとし、評議員会の承認を得て、決定する。
- 役員等が業務又は出張等の任を就した場合には、別に定める費用弁済に関する規程により、その額を支給する。

役員名	月額	賞与（1回につき）
理事長	上限 500,000円	上限 500,000円
業務執行理事	上限 200,000円	上限 200,000円
理事	上限 100,000円	上限 100,000円
監事	上限 100,000円	上限 100,000円

注1 理事・監事・評議員等は、法人の業務を行った場合、その実務時間等を考慮し支給する。

注2 施設長等、職員として給与が支給されている理事は、対象としない。

(支給の方法)

第4条 報酬の支給は、第2条に定める勤務実態により毎月25日に支給する。

- 支給日が休日に当たるときは、給与規程第7条2項に準じた日とする。
- 賞与の支給がある場合は原則、職員と同じ支給日とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。